

## ○山梨県警察安全相談員運用要領の制定について

〔令和7年2月28日〕  
〔例規甲（総セ）第49号〕

### 山梨県警察安全相談員運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、山梨県警察会計年度任用職員の取扱いに関する要領の制定について（令和6年7月10日付け、例規甲（務人）第13号）に定めるもののほか、山梨県警察安全相談員（以下「相談員」という。）の運用を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 相談員の責務

相談員は、相談を真摯に受け止め、助言、指導、関係機関等との連絡、調整等を行うことにより、犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穩の確保に資することをその責務とする。また、相談員は、常に、人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

#### 第3 警察安全相談員の任命、身分等

- 1 警察本部長は、警察活動について知識及び経験を有する者又はその能力がこれに準ずると認める者であって次に掲げる要件を満たしているもののうちから、相談員を任命することができる。
  - (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
  - (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
  - (3) 健康で活動力を有すること。
- 2 相談員の任免は、書面の交付により行う。
- 3 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。
- 4 任期は原則として1年とし、再任を妨げない。
- 5 警察本部長は、相談員が地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項のいずれかに該当する場合は、解任することができる。
- 6 相談員は、辞職しようとするときは、所属長を経由して警察本部長の承認を受けるものとする。

#### 第4 相談員の活動

相談員は、警察本部又は警察署（以下「警察本部等」という。）において、次に掲げる活動を行う。

- (1) 相談の受理及びその解決のための助言、指導等に関すること。
- (2) 相談の取扱状況の統計に関すること。

- (3) 相談の広報に関する事。
- (4) 相談に係る関係機関、団体等との連絡調整に関する事。
- (5) その他相談に関し、警察本部長が必要と認めるもの。

## 第5 活動上の遵守事項

相談員は、その活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- (3) その地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

## 第6 勤務要領

相談員の勤務要領は次のとおりとする。

- (1) 勤務時間中は、身分証明書（第1号様式）を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 各種作成書類に職名を記載するときは、「警察安全相談員」と表記するものとする。
- (3) 相談を受理したときは、その都度、速やかに山梨県警察相談業務実施要領の制定について（令和7年2月28日付け、例規甲（総セ）第48号）に定める相談業務システムに入力するものとする。
- (4) 勤務状況を明らかにするため、勤務日ごとに勤務日誌（第2号様式）を作成するものとする。

## 第7 指導教養

警察本部長は、相談員を任命したときは、当該警察安全相談員に対し、その職務に関し必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

## 第8 指揮監督等

相談員は、その活動を行うに当たっては、警察本部長又はその所属する警察署長の指揮監督を受けるものとする。

## 第9 警察官等との連携

相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属する警察本部等の警察官その他の警察職員と緊密な連携を保つものとする。